

学費返金規程

(特別な事由)

第1条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、返還しない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。特別な事由とは次項の通りとする。

1)本人の疾病等で治療するために入学取り消し、休学、退学する場合。

2)日本大使館/領事館において査証が拒否された場合

(返金のルール)

第2条 返金のルールについては下表の通りとする。

○返金の可否(○=返却する。△=一部返却 ×=返却しない)

時期	検定料	入学金	授業料等	条件
出願～ COE 交付前	×	○	○	
COE 交付後～ 入国前	×	×	○	1COE、入学許可書の返納 <u>2査証拒否の場合の追加書類</u> 査証が拒否されたことがわかる書類の提出 <u>3査証を取得していた場合の追加書類</u> 査証が未使用で失効したことがわかる書類の提出 (旅券の取消印のある査証のページなど)
入国後～ 入学前	×	×	○	1特別な事由がわかる書類(病院の診断書)の提出 2出国後穴があいた在留カードの写真の提出
入学後～	×	×	△	1事由がわかる書類(病院の診断書)の提出 2出国後穴があいた在留カードの写真の提出
除籍, 在留資格 更新不許可,強制 送還、自己都合 等	×	×	×	一切返金しない

・退学日・入学辞退日は、退学届け・入学辞退届が出された日付とする。

・入学日は4月1日とする。

- ・退学日を含む学期の学費は返金しない。次からの学期分は返金する。(1年を3か月毎に分け4学期とする)
例)5月に退学する場合は、6月までの学費は返さない。
- ・銀行手数料は受け取り側の負担とする。
- ・本人に返金しない場合は、受け取り側が本人から承諾書をもらうこと。

(返金の手続き)

第3条 返金の手続きは下表の通りとする。

	学生(代理店)の動き	学校の動き
入学後	1退学の意思を職員に伝える。 3退学届け、返金願い、証明書を提出 4(帰国・在留カード穿孔確認)	2面談(返金ルールを説明、理由聞き取り) 5返金手続き、振り込み

附則

1 令和 7年4月 1日 施行(予定)